

令和 9 年 度

長 崎 県 公 立 高 等 学 校 入 学 者 選 抜

実 施 要 領

長 崎 県 教 育 委 員 会

令和9年度入学者選抜の主な日程

事 項			期 日
全日 制課程・定 時制課程 昼間部	特別選抜、 美術・工芸科特別選抜、 離島留学特別選抜	実施計画書の提出 [高→県]	9月25日(金)まで
		入学願書受付 [中→高]	1月12日(火)～1月18日(月)15:00まで
		調査書・成績一覧表等提出 [中→高]	
		入学志願者数等 Web入力 [高→県]	1月18日(月)16:00まで
		志願状況の公表	1月19日(火)16:00
		検査	1月26日(火)
		合格者発表	1月29日(金)14:00
		合格者数報告 Web入力 [高→県]	1月29日(金)16:00まで
		入学者選抜の結果に関する報告 [高→県]	2月8日(月)16:00まで
	一般選抜	連携型中高一貫教育に係る選抜の作文実施計画書の提出 [高→県]	10月22日(木)まで
		面接実施計画書の提出 [高→県]	12月22日(火)まで
		帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書受付(定時制を含む)	1月7日(木)～1月15日(金)17:00まで
		入学願書受付 [中→高]	
		調査書・成績一覧表提出 [中→高]	2月1日(月)～2月5日(金)15:00まで
		入学志願者数等 Web入力 [高→県]	2月5日(金)16:00まで
		志願状況の公表	2月8日(月)16:00
		学力検査	2月16日(火)・2月17日(水) ※連携型中高一貫教育に係る検査(作文等)は2月16日(火)のみ ※追検査は3月2日(火)
		合格者発表(追検査含む)	3月4日(木)14:00
		合格者数報告 Web入力 [高→県]	3月4日(木)16:00まで
		入学者選抜の結果に関する報告 一部Web入力 [高→県]	3月10日(水)16:00まで
	チャレンジ選抜	面接実施計画書の提出 [高→県]	12月22日(火)まで
		入学願書受付 [中→高]	
		調査書・成績一覧表提出 [中→高]	3月5日(金)～3月9日(火)15:00まで
		入学志願者数等 Web入力 [高→県]	3月9日(火)16:00まで
		検査	3月11日(木)
		合格者発表	3月16日(火)9:30
		合格者数報告 Web入力 [高→県]	3月16日(火)10:30まで
		入学者選抜の結果に関する報告 [高→県]	3月19日(金)16:00まで
定時制課程 (昼間部を除く)	Ⅰ期選抜	作文実施計画書の提出(Ⅱ期選抜分を含む) [高→県]	10月22日(木)まで
		面接実施計画書の提出(Ⅱ期選抜分を含む) [高→県]	12月22日(火)まで
		入学願書受付 [中→高]	
		調査書・成績一覧表提出 [中→高]	2月1日(月)～2月5日(金)15:00まで
		入学志願者数等 Web入力 [高→県]	2月5日(金)16:00まで
		志願状況の公表	2月8日(月)16:00
		検査(面接、作文等)	2月16日(火) ※学力検査実施校は、2月16日(火)・2月17日(水)
		合格者発表	3月4日(木)14:00
		合格者数報告 Web入力 [高→県]	3月4日(木)16:00まで
		入学者選抜の結果に関する報告 一部Web入力 [高→県]	3月10日(水)16:00まで
	Ⅱ期選抜	入学願書受付 [中→高]	
		調査書・成績一覧表提出 [中→高]	3月11日(木)～3月17日(水)15:00まで
		入学志願者数 Web入力 [高→県]	3月17日(水)16:00まで
		検査(面接、作文)	3月23日(火)
		合格者発表	3月25日(木)9:30
		合格者数報告 Web入力 [高→県]	3月25日(木)10:30まで
		入学者選抜の結果に関する報告 [高→県]	3月26日(金)16:00まで
通信制課程		入学願書受付 [中→高]	3月2日(火)～3月26日(金)12:00まで
		入学内定通知 [高→志願者]	4月2日(金)まで
		入学内定者の通知 [高→中]	4月2日(金)まで
		入学許可者数報告 Web入力 [高→県]	4月12日(月)16:00まで
		指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票の送付 [中→高]	入学許可日以降 4月19日(月)まで
全日制・定時制		簡易開示期間 [志願者→高]	3月17日(水)～4月16日(金)
		簡易開示実施報告 [高→県]	4月23日(金)まで
		入学許可者数報告 Web入力 [高→県]	4月12日(月)16:00まで
		入学許可者通知 [高→中]	4月12日(月)まで
		指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票の送付 [中→高]	入学許可日以降 4月19日(月)まで

[] 内は、報告者又は提出者と、その報告先又は提出先の略号を示す。

令和9年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類及び各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

2 学力検査問題について

- (1) 一般選抜の学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
 - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。ただし、一部の範囲を除くものとする。
 - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出题するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。なお、日常生活、社会問題などと関連した探究的な学びの要素を取り入れた問題を全体の2割程度含む。
- (2) 全日制課程及び定時制課程昼間部における学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。なお、数学及び英語において、高等学校長は、県教育委員会が作成した選択問題の中から自校の受検者が解答する問題を指定する。また、定時制課程（昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

3 入学者選抜方法について

(1) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る特別選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部において、各高校の希望に応じて自己推薦①と自己推薦②の両方、又は、自己推薦②のみを実施する。
- ② 特別選抜における募集定員は、全募集定員の15%以内の範囲で各高校が定める。（1学年2学級以下の高等学校については、15名まで可とする。）
ただし、自己推薦①の定員は、特別選抜による定員の3分の2を超えないものとする。
- ③ 自己推薦①の志願資格は、文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績を持つと自ら認める者で、かつ当該校に進学する強い意志を持ち、特別選抜における学校の求める生徒像に合致する者とする。
- ④ 自己推薦②の志願資格は、文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績を持つと自ら認める者で、かつ当該校に進学する強い意志を持つ者とする。
- ⑤ 調査書その他必要な書類のほか、面接、プレゼンテーションから各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行う。調査書その他必要な書類及び各高校で定めた検査について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

(2) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る一般選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部において実施する。
- ② 一般選抜における募集定員は、全募集定員から特別選抜合格者数を減じた数とする。
- ③ 調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行う。
なお、調査書その他必要な書類、学力検査、面接について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。
- ④ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。

(3) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係るチャレンジ選抜について

- ① 主に離島・半島地域の少人数教育実施校で実施する。なお、一般選抜の結果、定員が充足している場合には、チャレンジ選抜は実施しないものとする。
- ② 志願資格は公立高校の合格者となっていない者とする。ただし、一般選抜で受検した学校には志願できないものとする。

(4) 定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜について

定時制課程（昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校をⅠ期選抜・Ⅱ期選抜の日程に分離して実施する。
Ⅰ期選抜の定員は、学科の募集定員の70%とする。なお、Ⅱ期選抜の定員は、Ⅰ期選抜の合格者数を減じた数とする。

(5) 通信制課程に係る選抜について

通信制課程の入学選抜は、提出された書類の審査により行う。

(6) 連携型中高一貫教育に係る選抜について

連携型中高一貫教育に係る入学選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として行うことを原則とする。なお、選抜日程は、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る一般選抜の日程に準じて行う。

(7) 離島留学特別選抜について

離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、志願理由書及び当該高校が定めた検査（全日制課程及び定時制課程昼間部に係る特別選抜に準ずる）の結果を資料として行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、一般選抜に準じて行う。

(8) 美術・工芸科特別選抜について

美術・工芸科特別選抜は、入学願書、調査書、志願理由書及び当該高校が定めた検査（実技等）の結果を資料として行う。募集定員については、美術・工芸科の全募集定員の60%以内の範囲で高校が定める。なお、一般選抜における美術・工芸科の募集定員は、当該学科の全募集定員から美術・工芸科特別選抜合格者数を減じた数とする。

4 入学選抜日程について

(1) 特別選抜

- ・入学願書受付期間 令和9年1月12日（火）から令和9年1月18日（月）まで
- ・検査 令和9年1月26日（火）
- ・合格者発表 令和9年1月29日（金）

(2) 一般選抜

- ・入学願書受付期間 令和9年2月 1日（月）から令和9年2月 5日（金）まで
- ・学力検査 令和9年2月16日（火）・17日（水）
- ・合格者発表 令和9年3月 4日（木）

(3) チャレンジ選抜

- ・入学願書受付期間 令和9年3月 5日（金）から令和9年3月 9日（火）まで
- ・検査 令和9年3月11日（木）
- ・合格者発表 令和9年3月16日（火）

(4) 定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜

- ・Ⅰ期選抜入学願書受付期間 令和9年2月 1日（月）から令和9年2月 5日（金）まで
- ・Ⅰ期選抜の検査 令和9年2月16日（火）（ただし、学力検査を実施する場合は、2月16日（火）
・17日（水）の両日とする。）
- ・Ⅰ期選抜の合格者発表 令和9年3月 4日（木）
- ・Ⅱ期選抜入学願書受付期間 令和9年3月11日（木）から令和9年3月17日（水）まで
- ・Ⅱ期選抜の検査 令和9年3月23日（火）
- ・Ⅱ期選抜の合格者発表 令和9年3月25日（木）

(5) 通信制課程に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和9年3月 2日（火）から令和9年3月26日（金）まで
- ・入学内定者通知 令和9年4月 2日（金）まで

(6) 連携型中高一貫教育に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和9年2月 1日（月）から令和9年2月 5日（金）まで
- ・検査 令和9年2月16日（火）（ただし、学力検査を実施する場合は、2月16日（火）
・17日（水）の両日とする。）
- ・合格者発表 令和9年3月 4日（木）

(7) 離島留学特別選抜

- ・入学願書受付期間 令和9年1月12日（火）から令和9年1月18日（月）まで
- ・検査 令和9年1月26日（火）
- ・合格者発表 令和9年1月29日（金）

(8) 美術・工芸科特別選抜

- ・入学願書受付期間 令和9年1月12日（火）から令和9年1月18日（月）まで
- ・検査 令和9年1月26日（火）
- ・合格者発表 令和9年1月29日（金）

5 その他

入学選抜についての具体的方法は、別に定める「令和9年度長崎県公立高等学校入学選抜実施要領」による。

令和 9 年度長崎県公立高等学校入学者選抜

実 施 要 領

長崎県公立高等学校全日制課程、定時制課程及び通信制課程の入学者志願者募集及び入学者の選抜は、この要領の定めるところにより実施する。

目 次

一 全日制課程入学者選抜実施要領	4
[1] 募 集（特別選抜・一般選抜・チャレンジ選抜共通）	4
1 応募資格	
2 募集定員	
3 通学区域	
[2] 志 願 の 手 続 き（特別選抜・一般選抜・チャレンジ選抜共通）	5
1 志 願	
2 県内特殊事情証明願	
3 県外からの入学志願（「県外からの入学志願届」等）	
4 障害等のある受検者への対応	
5 入学願書・写真票及び調査書等の作成・提出等	
[3] 特別選抜 自己推薦①	8
1 実施校	
2 募集定員	
3 通学区域	
4 志願資格	
5 志願の手続き	
6 選抜の方法及び日程	
7 実施期日及び日程	
8 合格者の発表	
9 結果の報告	
10 特例措置	
11 その他	
[4] 特別選抜 自己推薦②	11
1 実施校	
2 募集定員	
3 通学区域	
4 志願資格	
5 志願の手続き	
6 選抜の方法及び日程	
7 実施期日及び日程	
8 合格者の発表	
9 結果の報告	
10 特例措置	
11 その他	
[5] 一 般 選 抜	12
1 実施校	
2 募集定員	
3 志願資格	
4 志願の手続き	
5 学力検査	
6 面接	
7 選 抜	
8 合格者の発表	
9 結果の報告	
10 追検査	
[6] チ ャ レ ン ジ 選 抜	18
1 実施校	
2 募集定員	
3 通学区域	
4 志願資格	

5	志願の手続き	
6	選抜の方法及び日程	
7	実施期日及び日程	
8	合格者の発表	
9	結果の報告	
10	その他	
7	その他	2 1
1	入学許可	
2	県外への志願	
3	併設型中学校生徒の併設型高等学校への入学	
4	学力検査等得点の開示	
二	定時制課程(昼間部を除く)入学者選抜実施要領	2 2
1	募 集	2 2
1	応募資格	
2	募集定員	
3	通学区域	
2	I 期 選 抜	2 2
1	入学願書等の受付期間	
2	志願の手続き	
3	検査の方法及び日程	
4	選抜	
5	合格者の発表	
6	結果の報告	
3	II 期 選 抜	2 5
1	入学願書等の受付期間	
2	定員の決定	
3	志願の手続き	
4	検査の方法及び日程	
5	選抜	
6	合格者の発表	
7	結果の報告	
4	そ の 他	2 6
三	定時制課程昼間部入学者選抜実施要領	2 7
四	帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置	2 8
五	通信制課程入学者選抜実施要領	2 9
六	連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要領	3 0
七	離島留学特別選抜実施要領	3 2
八	美術・工芸科特別選抜実施要領	3 5
九	特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置	3 8
十	選抜手数料の納付	3 9
十一	学校・学科・コース別募集定員、実施内容等一覧	4 0

十二 様 式 76

○様式 1－1	特別選抜（自己推薦①・自己推薦②） 入学願書	○様式 5－1	特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置願
○様式 1－2	離島留学特別選抜入学願書	○様式 5－2	特例措置／追検査に係る理由書
○様式 1－3	美術・工芸科特別選抜入学願書	○様式 5－3	特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置の承認について
○様式 1－4	一般選抜／定時制Ⅰ期・Ⅱ期選抜／ 連携型中高一貫教育に係る入学者選 抜入学願書	○様式 5－4	追検査受検願
○様式 1－5	チャレンジ選抜入学願書	○様式 5－5	追検査受検の承認について
○様式 2－1	特別選抜（自己推薦①）自己推薦書	○様式 5－6	追検査受検許可証
○様式 2－2	特別選抜（自己推薦②）自己推薦書		
○様式 3－1	志願者名簿	○様式 6－1	調査書
○様式 3－2	送り状	○様式 6－2	成績一覧表
○様式 3－3	受領書	○様式 7－1	離島留学特別選抜志願理由書
○様式 3－4	受検票	○様式 7－2	離島留学誓約書
○様式 3－5	写真票	○様式 8	美術・工芸科特別選抜志願理由書
○様式 3－6	（参考様式）合格者受検番号一覧 送付文書	○様式 9	（参考様式）簡易開示処理表
○様式 4－1	（参考様式）配慮措置申請書		
○様式 4－2	県内特殊事情証明願		
○様式 4－3	県外からの入学志願届		
○様式 4－4	県外からの入学志願に係る保証人 届		
○様式 4－5	帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用 申請書		

十三 付 録 116

○付録Ⅰ	長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）
○付録Ⅱ	提出書類一覧（高校からの分を除く） 様式の取得について
○付録Ⅲ	長崎県公立高等学校入学者選抜学力検査等得点の開示について
○付録Ⅳ	長崎県公立高等学校一覧

一 全日制課程入学者選抜実施要領

※**1**と**2**は特別選抜・一般選抜・チャレンジ選抜共通

1 募 集（特別選抜・一般選抜・チャレンジ選抜共通）

1 応 募 資 格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業した者、又は令和9年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める）を修了した者、又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 募 集 定 員

- (1) 募集は、高等学校の学科・コース別に行い、その募集定員は40～75ページのとおりとする。
- (2) 特別選抜における募集定員は、原則として全募集定員の15%以内の範囲で各高等学校が学科別に定める。
- (3) 一般選抜における募集定員は、全募集定員から特別選抜の合格者数を減じた数とする。
- (4) 専門学科を置く高等学校の校長は、県教育委員会に届け出て、関連のある学科で一括して募集（以下「くくり募集」という）を行うことができる。ただし、令和9年度の入学者選抜において、くくり募集を行うのは、長崎東高等学校のみである。
- (5) チャレンジ選抜は、主に離島・半島地域の高等学校で実施する。（詳細については、別に定める。）募集定員は、全募集定員から特別選抜と一般選抜の合格者数を減じた数とする。

3 通 学 区 域

- (1) 長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「通学区域に関する規則」という）に定めるところによる（付録Ⅰ参照）。ただし、長崎市立長崎商業高等学校の通学区域は長崎市立長崎商業高等学校管理規則に定めるところにより、県全域とする。
- (2) 所属通学区域の認定は令和9年1月13日現在とする。
- (3) 全日制的課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という）（宇久高等学校 Uku サイエンスパーク、壱岐高等学校 東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校 スポーツコース、五島南高等学校 夢トライコース及び奈留高等学校 イングリッシュ・アイランド・スクールを除く）への志願については、次の各号のいずれかに該当する場合は区域内志願とし、その他は区域外志願とする。なお、学校選択制により各市町教育委員会が指定する中学校以外の学校を選択している場合においても、志願者及び保護者の居住地をもとに通学区域を判断することとする。
 - ① 志願者と保護者が、同じ通学区域内に居住していて、その通学区域内の高等学校を志願する場合
 - ② 志願者と保護者が、調整区域に居住していて、通学区域に関する規則（第2条の2）に定める高等学校を志願する場合
 - ③ 保護者と住所を異にする志願者が、公立中学校に在学していて、その中学校を含む通学区域内の高等学校を志願する場合

- ④ 保護者と住所を異にする志願者が、国・私立中学校及び特別支援学校の中学部に在学していて、その保護者の現住所を含む通学区域内の高等学校を志願する場合
- ⑤ 旧年度卒業の志願者が、その保護者の現住所を含む通学区域内の高等学校を志願する場合
- ⑥ 対象高等学校普通科（長崎東、長崎西、長崎南、長崎北、長崎北陽台、佐世保南、佐世保北、佐世保西、島原、諫早、西陵、大村）の志願者が県内特殊事情証明願（様式4－2）により証明を受けた場合
- ⑦ 県外からの入学志願において、保護者等又は保証人の住所（予定）が通学区域内にある場合

2 志 願 の 手 続 き（特別選抜・一般選抜・チャレンジ選抜共通）

1 志 願

- (1) 高等学校への入学志願は、特別選抜、一般選抜、チャレンジ選抜それぞれ1校に限るものとする。ただし、特別選抜で合格した者は、一般選抜に志願することはできない。また、公立高等学校の合格者となった者は、チャレンジ選抜に志願することはできない。
- (2) くくり募集を行う高等学校の関連学科への志願は、1学科志願とみなす。
- (3) 2校以上の公立高等学校に志願をしているときは、高等学校長はその受検を停止させ、また、入学許可後においても入学を取り消すことができる。
- (4) 志願にあたっては、クラウドサービスを用いたデジタル採点が行われることを承諾したうえで出願すること。なお、不明な点は長崎県教育庁高校教育課（以下「高校教育課」という）に問い合わせること。

2 県内特殊事情証明願

令和9年4月ごろまでに、保護者が転勤等のため、他の通学区域に住所を変更し、移転先の住所を含む通学区域内の対象高等学校普通科（長崎東、長崎西、長崎南、長崎北、長崎北陽台、佐世保南、佐世保北、佐世保西、島原、諫早、西陵、大村）を区域内志願する場合は、県内特殊事情証明願（様式4－2）を提出するものとする。なお、様式は高校教育課のホームページから取得する。

その手続きは、県内特殊事情証明願に保護者の「転勤証明」又は移転先の「住民票の写し」等を添えて在籍（又は出身）中学校長に願い出て、次の項により証明を受けるものとする。

- (1) 志願者が市町立中学校に在学している場合は、その中学校長及び市町教育委員会
- (2) 志願者が県立中学校又は国・私立中学校に在学している場合は、その中学校長
- (3) 志願者が旧年度卒業である場合は、その出身中学校長

なお、その証明は、「転勤証明」又は移転先の「住民票の写し」等を添付のうえ、入学願書とともに志願先高等学校長に提出する。

3 県外からの入学志願（「県外からの入学志願届」等）

特別選抜（自己推薦②）、一般選抜、チャレンジ選抜においては、次の志願手続きにより県外からの入学志願を受け入れる。

(1) 資 格

①の1の「応募資格」（4ページ）を有する者のうち、本県以外の公立高等学校へは志願または合格していない者で、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- ① 保護者等（注1）の住所が本県にある者
- ② 入学時に保護者等が本県に居住する見込みの者
- ③ 保護者等が志願学区内に転住できない場合、保証人（注2）を確保できている者
- ④ 保護者等が居住する県外の自宅から志願する高等学校に通学可能な者

なお、資格③、④によって、県外からの志願者に入学を許可し得る数は、県教育委員会が上限を定める中で、各学校からの申請に基づき教育長が承認するものとする。（40～69ページ参照）

（注1）「保護者等」とは、親権を行う者又は未成年後見人もしくはこれに準ずる者（祖父母や親戚等）とする。

（注2）「保証人」とは、県内に居住する成年者で、入学後に生徒の日常生活に関わりを有することができ者のうち、保護者等が選定するものとする。

(2) 志願の手続き

I 特別選抜(自己推薦②)、一般選抜の場合

- 〔1〕原則として令和8年12月18日(金)までに志願先高等学校に電話で申し出る。
- 〔2〕入学願書受付期間に、入学願書に「県外からの入学志願届(様式4-3)」を添えて志願先高等学校に提出すること。なお、**対象高等学校普通科**(長崎東、長崎西、長崎南、長崎北、長崎北陽台、佐世保南、佐世保北、佐世保西、島原、諫早、西陵、大村)を志願(第2、第3希望の志望学科に普通科を志望する場合も含む。)する場合は、次の**証明書類**をあわせて提出すること。

資格	証明書類
①	・保護者等の住民票の写し
②	・保護者等の転勤証明 等
③	・保証人の住民票の写し、県外からの入学志願に係る保証人届(様式4-4)
④	・保護者等の住民票の写し、又は通学可能な県外の住所への転勤証明 等

また、対象高等学校普通科以外の高等学校を資格③で志願する場合は、志願学科を問わず次の証明書類をあわせて提出すること。

③	・県外からの入学志願に係る保証人届(様式4-4)
---	--------------------------

ただし、次の場合は、その手続きを要しない。

- ア 旧年度卒業の志願者で、その保護者等が現在本県に居住している者
- イ 離島留学制度に係る実施校の該当学科・コース等を志願する者

II チャレンジ選抜の場合

- 〔1〕入学願書提出前までに志願先高等学校に電話で申し出ること。(実施校については40～69ページ参照)
※一般選抜の合格発表から、チャレンジ選抜入学願書提出までの期間が短いため注意すること。
- 〔2〕入学願書受付期間に、入学願書に県外からの入学志願届(様式4-3)を添えて志願先高等学校に提出すること。
- (3) その他
- ア 県外からの入学志願届の様式は、入学者選抜実施要領とあわせて高校教育課のホームページから取得すること。
 - イ 県外からの入学志願届は、在籍(又は出身)中学校長の事実の証明を受けなければならない。
 - ウ その他の手続きは、県内からの志願に準じる。
 - エ 県外からの志願者についての通学区域は、原則として1の3の「通学区域」(4～5ページ)によるものとする。
 - オ ただし、旧年度卒業の志願者で、その保護者等が現在本県に居住している者は、その手続きを要しない。

4 障害等のある受検者への対応

- (1) 障害等があるため、通常の方法による受検が困難と認められる場合、中学校長は入学願書受付期間より前、又は入学願書受付期間に志願先(受付期間より前は志願予定の)高等学校長に対し、受検上必要と考えられる配慮措置について申請を行う。申請は、当該受検者の志願の予定が明らかとなった時点からできるだけ速やかに行うこと。
- なお、障害等の種類や程度により、志願の予定が明らかになる以前においても相談の必要があると判断した場合、中学校長は市町教育委員会を通じて高校教育課長あて申請を行うこと。
- 申請にあたっては、いずれの場合も公文書(様式任意)で行うこと。その際、必要に応じて配慮措置申請書(様式4-1 参考様式)を使用してもよい。
- (2) 申請を受けた高等学校長は、障害等の種類や程度、中学校等における生活状況や指導上の配慮事項等を勘案し、検査方法や検査場等について適切な措置を決定する。決定した措置については、中学校長に公文書で連絡するとともに、検査当日に適切に当該措置を講じるものとする。県教育庁高校教育課との協議を必要と判断するものについては、高等学校長は速やかに公文書にて協議を行った上で、中学校長に公文書で連絡する。
- (3) 高等学校長は、実施した配慮措置について高校教育課長に報告すること。(報告の詳細については、別途通知する。)

5 入学願書・写真票及び調査書等の作成・提出等

入学者選抜に際して、志願者は入学願書・写真票等を作成し、当該中学校長は、志願者名簿、調査書、成績一覧表等の書類を作成しなければならない。これらの書類の作成に当たっては、事実と反することがないよう正確を期すること。もし虚偽の記載があった場合は、当該高等学校長は、その受検又は合格を取り消すことができる。

なお、調査書、成績一覧表については、中学校長は、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を組織し、慎重に作成するものとする。また、志願に係る各様式は、高校教育課のホームページから取得すること。（詳細は、119 ページを参照する。）

3 特別選抜 自己推薦①

1 実 施 校

全日制課程及び定時制課程昼間部のうち、県教育委員会が定めた高等学校とその学科（40～70 ページ参照）。

2 募 集 定 員

原則として各高等学校の全募集定員の 15% 以内の範囲で定員を定める。（1 学年 2 学級以下の高等学校については、15 名まで可とする。）ただし、自己推薦①の定員は、特別選抜による定員の 3 分の 2 を超えないものとする。なお、各高等学校の募集定員は、40～70 ページのとおりとする。

3 通 学 区 域

県全域とする。

4 志 願 資 格

一の[1]の 1 の要件を満たし、文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績をもつと自ら認める者で、かつ受検を希望する高等学校に進学する強い意志を持ち、学校の求める生徒像に合致する者で、原則として個別に当該高等学校から在籍中学校を通じて受検の案内があり、入学後も継続的に活動を希望する者とする（詳細については、事前に在籍中学校に相談すること）。

なお、各高等学校が示す出願要件及び育成したい生徒像・求める生徒像、特別選抜における求める生徒像は、40～70 ページを参照すること。

ただし、特別選抜の自己推薦①と自己推薦②を同時に志願してはならない。また、県外からの志願者は自己推薦①の対象者から除く。

5 志 願 の 手 続 き

[1] 入学願書・写真票・自己推薦書及び選抜手数料

- (1) 入学志願は、1 校に限るものとする。ただし、学校によっては、第 3 志望まで学科（コース）を希望できる。
- (2) 志願者は、特別選抜（自己推薦①・自己推薦②）入学願書（様式 1－1）及び写真票（様式 3－5）、特別選抜（自己推薦①）自己推薦書（様式 2－1）を作成する。様式は在籍（又は出身）中学校又は志願先高等学校で配付する。中学校又は志願先高等学校は、高校教育課のホームページから様式を取得し、配付のこと。また、志願先の高等学校が求める様式があれば、その高等学校に問い合わせること。
- (3) 志願者は、選抜手数料（2,200 円）を納付するものとする。（詳細は、39 ページを参照する。）
- (4) 志願者は、特別選抜（自己推薦①・自己推薦②）入学願書・写真票・特別選抜（自己推薦①）自己推薦書を中学校長に提出する。

[2] 志願者名簿の作成

- (1) 中学校長は、志願者名簿（様式 3－1）を作成する。
- (2) 志願者名簿は、志願先高等学校ごとに作成する。また、選抜ごとに作成すること。

[3] 調査書及び成績一覧表の作成

- (1) 中学校長は、志願者の調査書（様式 6－1）を作成する。調査書は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、108～109 ページを参照する。）
- (2) 中学校長は、成績一覧表（様式 6－2）を作成する。成績一覧表は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、111 ページを参照する。）なお、旧年度卒業者は不要とする。

[4] 入学願書・調査書等の提出

中学校長は、志願者から提出された入学願書、写真票、自己推薦書に、次に示す書類を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- | | | |
|---|------------|-------------------------|
| a | 志願者名簿 | ※選抜ごとに作成する。 |
| b | 調査書 | ※調査書は、令和8年12月末日現在で作成する。 |
| c | 成績一覧表 | |
| d | 送り状（様式3-2） | ※選抜ごとに作成する。 |

[5] 入学願書・調査書等の受付期間

入学願書、調査書等の受付期間は、1月12日（火）から1月18日（月）まで（必着）とし、受付時間は9時から16時（最終日は15時）までとする。

なお、入学願書・調査書等を郵送する場合は必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

[6] 高等学校の入学願書・調査書等の受理

- (1) 志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式3-3）及び受検票（様式3-4）を交付する。
- (2) いったん受理した入学願書・調査書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。
- (3) 高等学校長は、中学校長から送付された入学願書・調査書等に不明な事項や不備なところがあった場合には、入学願書・調査書等を提出した中学校長に説明を求めることができる。

6 選抜の方法及び日程

- (1) 検査は、各高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーションから選択して実施することができる。
 - ア 各高等学校の選抜の方法については、40～70 ページを参照すること。
 - イ 高等学校長が特に必要と認めた場合、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーションの一部を英語で実施することができる。
- (3) 高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、特別選抜実施計画書を作成し、9月25日（金）までに、高校教育課長に提出するものとする。
- (4) 検査期日は、令和9年1月26日（火）とし、日程は各高等学校が実施する選抜方法に応じて各高等学校で計画する。
- (5) 選 抜
 - ア 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、自己推薦書、その他必要な書類及び検査の結果を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。
 - ① 調査書、自己推薦書その他必要な書類及び各高等学校で定めた検査について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。
 - ② 家庭状況、性別等によって差別してはならない。
 - ③ 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。
 - ④ 健康診断は、原則として行わない。

ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。
 - ⑤ 帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。
 - ⑥ 調査書の各教科の記録については、各高等学校において、評定のみならず学びの過程を重視する観点から、観点別学習状況の「主体的に学習に取り組む態度」を他の項目より比重を高めて評価する。
 - イ 高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

(6) 選抜に係る日程

事 項	期 間	備 考
入学願書等 受 付	1 月 12 日(火) ～ 1 月 18 日(月)	9 時から 16 時まで。 ただし、1 月 18 日(月)は 15 時までとする。 郵送する場合は、必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。
検査日時	1 月 26 日(火) 9 時以降	検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。

7 実施期日及び日程

期日及び日程は、原則として次のとおりとする。

時 間 期 日	9:00	9:00～9:30	各高等学校が実施する選抜方法により、各高等学校長が定める。
1 月 26 日(火)	集 合	点 検 諸 注 意	

8 合格者の発表

- (1) 1 月 29 日(金)14 時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。
- (2) 合格とならなかった者の取扱い
 - ア 特別選抜に志願し、合格とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。
 - イ 全日制課程の特別選抜に志願し、合格とならなかった者が、全日制課程及び定時制課程の高等学校を志願する場合、選抜手数料は必要としない。ただし、出願に当たっては、必ず特別選抜で発行された受検票を入学願書に添付するものとする。

9 結果の報告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

- (1) 特別選抜入学志願者数報告
1 月 18 日（月）16 時までに Web 入力により報告する。
- (2) 特別選抜合格者数報告
1 月 29 日（金）16 時までに Web 入力により報告する。
- (3) 特別選抜入学者選抜の結果に関する報告

事 項	報告期限	備 考
特別選抜実施状況報告	2 月 8 日（月）16 時	メール報告

10 特 例 措 置

本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査場及び別室での受検が困難な状況が生じた場合は、九 特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置による。

11 そ の 他

特別選抜の自己推薦①に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。

4 特別選抜 自己推薦②

1 実 施 校

全日制課程及び定時制課程昼間部のうち、県教育委員会が定めた高等学校とその学科（40～70 ページ参照）。

2 募 集 定 員

原則として各高等学校の全募集定員の 15%以内の範囲で定員を定める。（1 学年 2 学級以下の高等学校については、15 名まで可とする。）なお、各高等学校の募集定員は、40～70 ページのとおりとする。

3 通 学 区 域

「通学区域に関する規則」に定めるところによる（付録Ⅰ参照）。

4 志 願 資 格

一の¹の 1 の要件を満たし、かつ、文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績をもつと自ら認める者で、かつ当該校に進学する強い意志を持つ者。

なお、各高等学校が示す出願要件及び育成したい生徒像・求める生徒像、特別選抜における求める生徒像は、40～70 ページを参照すること。

ただし、特別選抜の自己推薦①と自己推薦②を同時に志願してはならない。

5 志 願 の 手 続 き

志願の手続きについては、一の³の 5（8～9 ページ）と同じ。ただし、自己推薦書については特別選抜（自己推薦②）自己推薦書（様式 2－2）を作成し、提出する。

なお、一の³の 5 [3] (2)の成績一覧表の作成については、旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。

6 選 抜 の 方 法 及 び 日 程

一の³の 6（9～10 ページ）と同じ。

7 実 施 期 日 及 び 日 程

一の³の 7（10 ページ）と同じ。

8 合 格 者 の 発 表

一の³の 8（10 ページ）と同じ。

9 結 果 の 報 告

一の³の 9（10 ページ）と同じ。

10 特 例 措 置

一の³の 10（10 ページ）と同じ。

11 そ の 他

特別選抜の自己推薦②に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。

5 一 般 選 抜

1 実 施 校

全日制課程及び定時制課程昼間部のうち、県教育委員会が定めた高等学校とその学科（40～70 ページ参照）。

2 募 集 定 員

各高等学校の募集定員は、40～70 ページのとおりとする。ただし、全募集定員から特別選抜の合格者を減じた数とする。

3 志 願 資 格

一の1の要件を満たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

4 志 願 の 手 続 き

〔1〕 入学願書・写真票及び選抜手数料

- (1) 入学志願は、1校に限るものとする。ただし、学校によっては、第3志望まで学科（コース）を希望できる。
- (2) 志願者は、一般選抜入学願書（様式1－4）及び写真票（様式3－5）を作成する。様式は在籍（又は出身）中学校又は志願先高等学校で配付する。中学校又は志願先高等学校は、高校教育課のホームページから様式を取得し、配付のこと。
- (3) 志願者は、選抜手数料（2,200円）を納付するものとする。（詳細は、39ページを参照する。）ただし、全日制課程の選抜手数料をすでに納付している者については、選抜手数料は必要としない。この場合、前志願先で発行された受検票を添付すること。なお、定時制課程昼間部の選抜手数料をすでに納付している者が全日制課程に志願する場合は、選抜手数料の差額（1,250円）を納付する。
- (4) 志願者は、一般選抜入学願書・写真票を中学校長に提出する。

〔2〕 志願者名簿の作成

- (1) 中学校長は、所定の志願者名簿（様式3－1）を作成する。
- (2) 志願者名簿は、志願先高等学校ごとに作成する。

〔3〕 調査書及び成績一覧表の作成

- (1) 中学校長は、志願者の調査書（様式6－1）を作成する。調査書は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、108～109ページを参照する。）
- (2) 中学校長は、成績一覧表（様式6－2）を作成する。成績一覧表は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、111ページを参照する。）なお、旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。

〔4〕 入学願書・調査書等の提出

中学校長は、志願者から提出された入学願書、写真票に、次に示す書類を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- | |
|-------------------------------|
| a 志願者名簿 |
| b 調査書 ※調査書は、令和8年12月末日現在で作成する。 |
| c 成績一覧表 |
| d 送り状（様式3－2） |

〔5〕 入学願書・調査書等の受付期間

入学願書、調査書等の受付期間は、2月1日（月）から2月5日（金）まで（必着）とし、受付時間は9時から16時（最終日は15時）までとする。

なお、入学願書・調査書等を郵送する場合は簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

[6] 高等学校の入学願書・調査書等の受理

- (1) 志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式3-3）及び受検票（様式3-4）を交付する。
- (2) いったん受理した入学願書・調査書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。
- (3) 高等学校長は、中学校長から送付された入学願書・調査書等に不明な事項や不備なところがあった場合には、入学願書・調査書等を提出した中学校長に説明を求めることができる。

5 学 力 検 査

志願者は、特に定める場合を除き、県教育委員会が実施する選抜のための学力検査を受検しなければならない。

[1] 検査場

検査場は、志願先の各高等学校とする。

[2] 検査教科及び配点

- (1) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。
- (2) 配点は、各教科100点とする。
ただし、各高等学校は、県教育委員会の承認を得て、学校や学科等の特色に応じて、特定の教科について学力検査の得点を1.5倍から2倍の範囲で重視する傾斜配点を用いることができる。

[3] 検査問題の作成・配付

- (1) 検査問題は、県教育委員会において作成する。なお、数学及び英語の検査問題は、その問題の一部を難易度の異なる2種類の選択問題とする。（各高等学校長は、県教育委員会が作成した選択問題の中から自校の受検者が解答する問題を指定する。）
- (2) 検査問題は、次の基準により作成する。
 - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。ただし、一部の内容を除くものとする。（下表参照）

教科	出題範囲から除外する内容 ※中学校学習指導要領（平成29年3月告示）及び教科書の内容をもとに記載
国語	古典のうち「漢文・漢詩」の作品
社会	中学3年生の公民的分野で学習する内容のうち、『私たちと国際社会の諸課題』
数学	中学3年生で学習する内容のうち、『標本調査』
理科	中学3年生で学習する内容のうち、『地球と宇宙』の「太陽系と恒星」の惑星と恒星 ※教科書（検定済年：令和6年）の該当部分は以下のとおりとする。 ・東京書籍「新編 新しい科学3」 231ページ～237ページ ・大日本図書「理科の世界3」 260ページ～274ページ ・学校図書「中学校科学3」 168ページ～175ページ、178ページ～179ページ ・啓林館「未来へひろがるサイエンス3」 54ページ～64ページ
英語	中学3年生で学習する内容のうち、仮定法

- ② 基礎的・基本的な問題を中心に出题するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。なお、各教科において、日常生活、社会問題などに関連した探究的な学びの要素を取り入れた問題を全体の2割程度含む。
- (3) 各検査場への検査問題等の配付については別に示す。

[4] 検査の実施

- (1) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。
- (2) 前項に必要な注意事項は別に示す。

〔5〕 実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

2 月 16 日 (火)		2 月 17 日 (水)	
時 間	日 程	時 間	日 程
9:00	集合	9:00	集合
9:00～9:20	点検、注意事項伝達	9:00～9:20	点検、注意事項伝達
9:20	入室、座席決定、受検票点検	9:20	入室、座席決定、受検票点検
9:30	諸注意、問題配付	9:30	諸注意、問題配付
9:40～10:30	国語 の検査	9:40～10:30	社会 の検査
10:30	休憩	10:30	休憩
10:50	入室、諸注意、問題配付、音声調整	10:50	入室、諸注意、問題配付
11:00～11:50	英語 の検査 (11:00～11:10 聞き取りテスト)	11:00～11:50	数学 の検査
11:50	休憩 (昼食)	面 接 (日程の詳細は各高等学校長が定める。)	
12:45	入室、諸注意、問題配付		
12:55～13:45	理科 の検査		

〔6〕 その他

特別の事情が生じた場合は、高等学校長は、直ちにその旨を、高校教育課長に報告し、適切な処置をとること。

〔7〕 受検者に対する注意事項

各中学校長及び高等学校長は、受検者に対して、次の注意事項を周知徹底させるものとする。

〔検 査 前〕

- (1) 検査場となる高等学校には受検者への注意事項が掲示してあるので、事前に見ておくこと。
- (2) 遅刻すると受検できないことがあるので、早めに登校すること。
- (3) 英語の聞き取りテスト実施中は、原則として遅刻者は入室できないので留意すること。
- (4) 各検査場には受検票を持参すること。
- (5) 検査場には、鉛筆 (シャープペンシルも可、色鉛筆は不可)、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規一組 (分度器などのついているもの、及び直定規は不可)、コンパスを持参すること。なお、下敷きの使用は、許可されるかどうか受検校にあらかじめ確かめておくこと。
商標以外の文字のある鉛筆や計算機つき時計、辞書機能をもつ機器等、検査の公平をそこなうおそれのある品物や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末などの通信機器等の持参は認めない。
- (6) 検査時間は、各教科とも 50 分 (英語は聞き取りテスト 10 分を含む) である。特別な場合を除いては、時間終了まで退出できないので注意すること。
- (7) 検査が始まる前に、あらかじめトイレをすませておくこと。検査中、必要のあるときは、手をあげて申し出ること。
- (8) 毎時間、指定された席に着き、机上の番号札のところに自分の受検票をおくこと。
- (9) 問題冊子の表紙に記されている注意事項をよく読み、その指示内容に従うこと。

[検 査 中]

- (1) 答案は、「始め」の合図で書き始め、それまでは手をつけないこと。
- (2) 答案を書く前に、問題冊子及び解答用紙に受検番号を書くこと。氏名や中学校名など示されていないことを書いてはならない。
- (3) 答案を書くときは、問題を注意して読み、示されたとおりに書くこと。指定されてないところを書いてはならない。
- (4) 問題については、いっさい質問してはならない。ただし、印刷のはっきりしないところがあったら手をあげて申し出ること。
- (5) 検査中、話し合い、わき見、音をたてること、声を出して読むことなどをしてはならない。また、用具の貸し借りをしてはならない。
- (6) 検査中、からだの具合が悪くなったときは、手をあげて申し出ること。
- (7) 時間がきたら、「やめ」の合図で鉛筆をおくこと。

[検 査 後]

時間がきて退出するときは、解答用紙を室外に持ち出してはならない。

6 面 接

- (1) 高等学校長は、志願者全員に面接を実施する。面接は、対面による面接又は紙上による面接とする。ただし、やむを得ない事情で面接を実施できない場合、県教育委員会の承認を得るものとする。
各高等学校長は、別に定める「実施要領」に基づいて、一般選抜(面接)実施計画書を作成し、12月22日(火)までに、高校教育課長に提出するものとする。
- (2) 面接は、別に定める場合を除き2月17日(水)実施の学力検査終了後に行う。
- (3) 面接の実施及び結果の取扱いについては、十分な教育的配慮をすること。
- (4) 高等学校長は、面接の実施状況を高校教育課長に報告しなければならない。

7 選 抜

- (1) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類、学力検査の成績及び面接の結果等を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。
 - ① 調査書等の必要な書類、学力検査の成績、面接の結果等を選抜の資料として総合的に行う。ただし、調査書、その他必要な書類、学力検査及び面接について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。
 - ② 家庭状況、性別等によって差別してはならない。
 - ③ 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。
 - ④ 健康診断は、原則として行わない。
ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。
 - ⑤ 帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。
 - ⑥ 調査書の各教科の記録については、各高等学校において、評価のみならず学びの過程を重視する観点から、観点別学習状況の「主体的に学習に取り組む態度」を他の項目より比重を高めて評価する。
- (2) 高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

8 合格者の発表

3月4日(木)14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

9 結果の報告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

〔1〕 入学志願者数等の報告

2月5日（金）16時までに入学志願者数及び学力検査問題配付必要袋数をWeb入力により高校教育課長に報告する。

なお、入学志願者数等の報告は、問題用紙の配付及び選抜手数料納付確定の基礎資料となるので、当該報告様式記載の注意事項をよく読み、入力及び記入に誤りのないよう特に注意すること。

〔2〕 合格者数報告

3月4日（木）16時までにWeb入力により報告する。

〔3〕 入学者選抜の結果に関する報告

事 項	報告期限	備 考
一般選抜実施状況報告	3月10日（水）16時	メール報告
学力検査の実施・採点に関する感想、要望	3月10日（水）16時	メール報告
学力検査成績状況報告	3月10日（水）16時	Web報告

〔4〕 その他

市立長崎商業高等学校及びネットワークトラブルによりWeb入力ができない学校については、高校教育課に電話連絡をするとともに、Web入力項目に該当するWeb様式（校内確認用・FAX送信用）により同じ期限内にFAXで報告すること。

10 追 検 査

インフルエンザ等のやむを得ない理由で一般選抜における学力検査（以下、本検査という。）を受検できなかった場合、追検査を受検することができる。

〔1〕 追検査の対象について

（1）対 象 者

本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又はすべてにおいて本検査場及び別室での受検が困難な者に限る。

（2） 追検査の対象としては、原則として以下の事由によるものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状等の体調不良、不慮の事故による骨折等、本人に帰責されない身体・健康上の理由により、本検査を受検できないと判断された者。
- ② 検査当日の保護者の葬儀等、本検査の受検ができない相当の理由があると判断された者。

〔2〕 受検の申請及び承認

（1） 受検の申請

中学校長は、追検査の受検希望があった場合は直ちに、志願先高等学校長に電話で連絡するとともに、2月17日（水）10時までに「追検査受検願」（様式5-4）を志願先高等学校長に提出すること。

さらに中学校長は、2月24日（水）12時まで（土曜日、日曜日は除く）に、「受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）」を志願先高等学校長に提出すること。

（2） 受検の承認

志願先高等学校長は、追検査受検を承認したときは、追検査受検を承認する文書（様式5-5）及び追検査受検許可証（様式5-6）を中学校長に交付すること。なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

[3] 検査場

検査場は、志願先の各高等学校とする。

[4] 追検査問題

- (1) 追検査問題は小論文とし、県教育委員会において作成する。
- (2) 追検査問題の配付等については、別に示す。

[5] 追検査の実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

3 月 2 日 (火)	
時 間	日 程
13:30	集合
13:30～13:40	点検、注意事項伝達、移動等
13:40	入室、座席決定、受検票等点検
13:50	諸注意、問題配付
14:00～15:00	追検査（小論文）
面 接 (日程の詳細は各高等学校長が定める。)	

[6] 選抜

- (1) 選抜は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び追検査、面接の結果等を資料として総合的に行うものとし、本検査の受検者とは別に定員枠外で選抜する。
- (2) その他、一の[5]の7（15 ページ）に準じて行う。

[7] 合格者の発表

3月4日（木）14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

[8] 追検査についての報告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

- (1) 受検希望者の報告
 - ① 報告Ⅰ[2月17日（水）16時まで]
受検希望者の有無を、高校教育課長にWeb入力により報告する。
 - ② 報告Ⅱ[2月24日（水）16時まで]
追検査受検者がいる場合、追検査受検許可者数報告書によりメール報告する。
- (2) 実施結果報告
3月4日（木）16時までに、追検査実施結果報告書によりメール報告する。
- (3) 実施状況報告
3月10日（水）16時までに、追検査実施状況報告書によりメール報告する。

[9] その他

- (1) 追検査における受検票及び写真票については、本検査のものを使用する。
- (2) 追検査受検者に対する注意事項は、別途配付する。

6 チャレンジ選抜

1 実 施 校

主に離島・半島地域の高等学校の全日制課程の全学科。実施校については、40～69 ページ参照。ただし、離島留学特別選抜において、チャレンジ選抜は実施しない。

2 募 集 定 員

各高等学校の全募集定員から特別選抜と一般選抜の合格者数を減じた数とする。なお、定員が充足している場合は、チャレンジ選抜は実施しないものとする。

3 通 学 区 域

県全域とする。

4 志 願 資 格

一の¹の1の要件を満たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。ただし、一般選抜で受検した公立高等学校（志願のみで受検しなかった場合も含む。）には志願できないものとする。

5 志 願 の 手 続 き

[1] 入学願書・写真票及び選抜手数料

- (1) 入学志願は、1校に限るものとする。ただし、高等学校によっては、第3志望まで学科（コース）を希望できる。
- (2) 志願者は、チャレンジ選抜入学願書（様式1－5）及び写真票（様式3－5）を作成する。様式は在籍（又は出身）中学校又は志願先高等学校で配付する。中学校又は志願先高等学校は、高校教育課のホームページから様式を取得し、配付のこと。また、志願先の高等学校が求める様式があれば、その高等学校に問い合わせること。
- (3) 志願者は、選抜手数料（2,200 円）を納付するものとする。（詳細は、39 ページを参照する。）ただし、全日制課程の選抜手数料をすでに納付している者については、選抜手数料は必要としない。この場合、必ず前志願先で発行された受検票を添付すること。なお、定時制課程の選抜手数料をすでに納付している者が全日制課程に志願する場合は、選抜手数料の差額（1,250 円）を納付すること。
- (4) 志願者は、チャレンジ選抜入学願書・写真票を添えて、中学校長に提出すること。

[2] 志願者名簿の作成

- (1) 中学校長は、志願者名簿（様式3－1）を作成すること。
- (2) 志願者名簿は、志願先高等学校ごとに作成すること。

[3] 調査書及び成績一覧表の作成

- (1) 中学校長は、志願者の調査書（様式6－1）を作成する。調査書は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、108～109 ページを参照する。）
- (2) 中学校長は、成績一覧表（様式6－2）を作成する。成績一覧表は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、111 ページを参照する。）なお、旧年度卒業者は不要とする。

[4] 入学願書・調査書等の提出

中学校長は志願者がいる場合は、入学願書等の提出前に志願先高等学校に電話で申し出ること。その後、志願者から提出された入学願書、写真票に次に示す書類を添えて、志願先高等学校長に提出すること。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| a | 志願者名簿 | |
| b | 調査書 | ※令和8年12月末日現在で作成する。 |
| c | 成績一覧表 | |
| d | 送り状（様式3-2） | ※選抜ごとに作成する。 |

[5] 入学願書・調査書等の受付期間

入学願書、調査書等の受付期間は、3月5日（金）から3月9日（火）まで（必着）とし、受付時間は9時から16時（最終日は15時）までとする。

なお、入学願書・調査書等を郵送する場合は簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

[6] 高等学校の入学願書・調査書等の受理

- (1) 志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式3-3）及び受検票（様式3-4）を交付する。
- (2) いったん受理した入学願書・調査書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。
- (3) 高等学校長は、中学校長から送付された入学願書・調査書等に不明な事項や不備なところがあった場合には、入学願書・調査書等を提出した中学校長に説明を求めることができる。

6 選抜の方法及び日程

- (1) 検査は面接とし、各高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、チャレンジ選抜実施計画書を作成し、12月22日（火）までに、高校教育課長に提出するものとする。
- (3) 検査期日は、令和9年3月11日（木）とし、日程は各高等学校が計画する。
- (4) 選 抜

ア 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び面接の結果を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

- ① 調査書、その他必要な書類及び面接について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。
- ② 家庭状況、性別等によって差別してはならない。
- ③ 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。
- ④ 健康診断は、原則として行わない。

ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。

- ⑤ 帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。
- ⑥ 調査書の各教科の記録については、各高等学校において、評価のみならず学びの過程を重視する観点から、観点別学習状況の「主体的に学習に取り組む態度」を他の項目より比重を高めて評価する。

イ 高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

(5) 選抜に係る日程

事 項	期 間	備 考
入学願書等 受 付	3月5日(金) ～3月9日(火)	9時から16時まで。 ただし、3月9日(火)は15時までとする。 郵送する場合は、簡易書留とし、返信用封筒(あて先を明記し、 切手を貼付したもの)を添えること。封筒の大きさ、切手の料 金については、志願先高等学校の指示に従うこと。
検査日時	3月11日(木)9時以降	検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。

7 実施期日及び日程

期日及び日程は原則として次のとおりとする。

時 間 期 日	9:00～16:00	各高等学校が実施する選抜方法により、各高等学校長 が定める。
3月11日(木)	上記時間内で実施	

8 合格者の発表

3月16日(火)9時30分に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

9 結果の報告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

- (1) チャレンジ選抜入学志願者数報告
3月9日(火)16時までにWeb入力により報告する。
- (2) チャレンジ選抜合格者数報告
3月16日(火)10時30分までにWeb入力により報告する。
- (3) チャレンジ選抜入学者選抜の結果に関する報告

事 項	期 間	備 考
チャレンジ選抜実施状況報告	3月19日(金)16時	メール報告

10 そ の 他

チャレンジ選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。

7 そ の 他

1 入 学 許 可

- (1) 高等学校長は、合格者のうち入学の手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 高等学校長は入学許可の状況について、We b入力により4月12日（月）16時までに報告しなければならない。
- (3) 高等学校長は入学許可者について、4月12日（月）までに、その生徒の氏名を出身中学校長に通知するものとする。
- (4) 中学校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を簡易書留で入学許可日以降、4月19日（月）までに、入学先高等学校長に送付しなければならない。
なお、送付状（鑑）の公印をもって、すべてが原本と相違ないことを証明するものとする。
- (5) 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した高等学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校長に郵送すること。

2 県外への志願

県内から県外の公立高等学校への志願は、当該都道府県教育委員会の定めるところによる。
この場合、次の点に留意すること。

- (1) 志願者は、その志願する都道府県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受けること。
- (2) 長崎県教育委員会教育長の承認等が必要な場合は、中学校長を経由して、高校教育課長あてに願い出ること。郵送のときは、郵送料（返信料・書留速達料を含む）を添えること。
- (3) 志願する都道府県によっては、本県を含む他の都道府県の公立高等学校との同時受検（併願）が認められない場合がある。志願にあたっては、志願先都道府県の高等学校入学者選抜実施要項等を十分確認すること。

3 併設型中学校生徒の併設型高等学校への入学

学校教育法施行規則第116条の規定により、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について、入学者の選抜を行わない。

4 学力検査等得点の開示

- (1) 開示の請求に係る手続き等は別に示す（付録Ⅲ参照）。
- (2) 学力検査の教科別得点及びその合計点を開示する。開示期間は、3月17日（水）から4月16日（金）までとする。高等学校長は、4月23日（金）16時までに、メールにて簡易開示実施状況について報告すること。

※ この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

二 定時制課程（昼間部を除く）入学者選抜実施要領

1 募 集

1 応 募 資 格

全日制課程に同じ。ただし、一の1の要件を満たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

2 募 集 定 員

各高等学校の募集定員は、71 ページのとおりとする。

なお、Ⅰ期選抜における募集定員は、各学科の定員の70%とする。Ⅱ期選抜の募集定員は、全募集定員からⅠ期選抜の合格者数を減じた数とする。

3 通 学 区 域

県全域とする。

2 Ⅰ 期 選 抜

1 入学願書等の受付期間

2月1日（月）から2月5日（金）まで（必着）とし、受付時間は13時から17時（最終日は15時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

2 志 願 の 手 続 き

- (1) 入学志願は、1校に限るものとする。なお、公立高等学校の合格者となった者は志願できない。
- (2) 2校以上の高等学校に志願をしているときは、高等学校長はその受検を停止させ、また、入学許可後においても入学を取り消すことができる。
- (3) 志願に係る各様式は、高校教育課のホームページから取得すること。（詳細は、119 ページを参照する。）
- (4) 志願者は選抜手数料（950 円）を納付するものとする。（詳細は、39 ページを参照する。）
- (5) 志願者は、定時制Ⅰ期・Ⅱ期選抜入学願書（様式1－4）及び写真票（様式3－5）を中学校長に提出する。なお、すでに特別選抜を志願し合格とならなかった者については、一の3の8の(2)（10 ページ）によること。
- (6) 中学校長は、入学願書等を志願先高等学校長に提出する。なお、入学願書等に添えて提出する調査書、成績一覧表、志願者名簿、送り状の作成、提出の方法については全日制課程に同じ。
- (7) 志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式3－3）及び受検票（様式3－4）を交付する。

また、いったん受理した入学願書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。
- (8) 「県外からの入学志願届」等の手続きは不要である。
- (9) 障害等のある受検者への対応については、一の2の4（6 ページ）に準じて行う。

3 検査の方法及び日程

(1) 志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。

(2) 検査は、作文及び面接とする。

ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、県教育委員会の承認を得て、作文に代えて全日制と同一問題で学力検査を行うことができる。この場合、志願者が満20歳以上の者（平成19年4月1日までに生まれた者）で、「作文による受検願」を提出した者は、学力検査に代えて作文で受検することができる。

(3) 高等学校長は別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、定時制課程Ⅰ期選抜作文実施計画書及び面接実施計画書を作成し、それぞれ令和8年10月22日（木）及び令和8年12月22日（火）までに高校教育課長に提出すること。

なお、各実施計画書の作成及び提出については、Ⅱ期選抜日程分も一括して行うものとする。

(4) 検査期日・日程

時 間 期 日	9:00	9:00～9:30	9:40～10:40	11:10～
2月16日（火）	集 合	点 検 諸 注 意	作 文	面 接

ただし、学力検査を実施する場合、検査問題の作成・配付は、一の5[3]（13ページ）に準じて行い、また、全日制と同じ日程（14ページ）で実施する。

なお、「作文による受検願」を提出した者の作文の検査は第1日目に実施する。

(5) 学力検査実施校は次のとおりである。

鳴滝高等学校、佐世保中央高等学校、諫早高等学校

(6) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。

(7) その他、検査の実施に必要な事項は、一「全日制課程入学者選抜実施要領」に準じて当該高等学校長が定めるものとする。

4 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び検査の結果を資料として総合的に選抜し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。（一の5の7（15ページ）に準じて行う）。

5 合格者の発表

3月4日（木）14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

6 結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

(1) 入学志願者数報告

2月5日（金）16時までにWeb入力により報告する。

(2) 合格者数報告

3月4日（木）16時までにWeb入力により報告する。

(3) 入学者選抜結果に関する報告

事 項	報告期限	備 考
定時制Ⅰ期選抜実施状況報告	3月10日（水）16時	メール報告
学力検査の実施・採点に関する感想、要望	3月10日（水）16時	メール報告 ※
学力検査成績状況報告	3月10日（水）16時	Web報告 ※

（注）※は学力検査を実施した場合に報告する。

3 Ⅱ 期 選 抜

1 入学願書等の受付期間

3月11日（木）から3月17日（水）まで（必着）とし、受付時間は13時から17時（最終日は15時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

2 定 員 の 決 定

Ⅱ期選抜の募集定員は、全募集定員からⅠ期選抜の合格者数を減じた数とする。詳細については各高等学校又は高校教育課へ問い合わせること。

3 志 願 の 手 続 き

- (1) 入学志願は1校に限るものとする。なお、公立高等学校の合格者となった者は志願してはならない。
また、全日制課程、定時制課程昼間部、定時制課程夜間部Ⅰ期選抜を受検した者は、その合格発表以前には志願してはならない。
- (2) 志願に係る各様式は、高校教育課のホームページから取得すること。（詳細は、119ページを参照する。）
- (3) 志願者は選抜手数料（950円）を納付するものとする。（詳細は、39ページを参照する。）ただし、全日制課程又は定時制課程（夜間部及び昼間部を含む）の選抜手数料をすでに納付している者については、選抜手数料は必要としない。この場合、前志願先で発行された受検票を添付すること。
- (4) 全日制課程の選抜手数料をすでに納付している者が志願する場合は、選抜手数料の差額の還付は行わない。
- (5) 志願者は、定時制Ⅰ期・Ⅱ期選抜入学願書（様式1－4）及び写真票（様式3－5）を中学校長に提出する。
- (6) 出身中学校長は、志願者から提出される入学願書・写真票に次の書類を添えて志願先高等学校長に提出する。なお、いったん受理した入学願書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">a 志願者名簿b 調査書 ※令和8年12月末日現在で作成する。c 成績一覧表 ※旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。d 送り状（様式3－2） |
|--|

- (7) 「県外からの入学志願届」等の手続きは不要である。
- (8) 障害等のある受検者への対応については、一の2の4（6ページ）に準じて行う。

4 検査の方法及び日程

- (1) 志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。
- (2) 検査は、作文及び面接とする。
- (3) 作文及び面接の実施について必要な事項は、二の2の3の(3)（23ページ）に準ずるものとし、各実施計画書の作成及び提出については、Ⅰ期選抜分の提出時に一括して行うものとする。

(4) 検査期日・日程

時 間 期 日	9:00	9:00～9:30	9:40～10:40	11:10～
3月23日(火)	集 合	点 検 諸 注 意	作 文	面 接

(5) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。

(6) その他、検査の実施に必要な事項は、一「全日制課程入学者選抜実施要領」に準じて当該高等学校長が定めるものとする。

5 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書及び検査の結果を資料として総合的に選抜し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する(一の⁵の7(15ページ)に準じて行う)。

6 合格者の発表

3月25日(木)9時30分に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

7 結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

(1) 入学志願者数報告

3月17日(水)16時までWeb入力により報告する。

(2) 合格者数報告

3月25日(木)10時30分までにWeb入力により報告する。

(3) 入学者選抜の結果に関する報告

事 項	報告期限	備 考
定時制Ⅱ期選抜実施状況報告	3月26日(金)16時	メール報告

⁴ そ の 他

入学許可及び簡易開示については、一の⁷の1及び4(21ページ)に準じて行う。

三 定時制課程昼間部入学者選抜実施要領

鳴滝高等学校及び佐世保中央高等学校の定時制課程昼間部の入学者選抜は、全日制課程と同様とし、以下のことについては全日制課程とは別に定めるものとする。なお、実施内容については、70 ページを参照すること。

1 募 集 定 員

募集定員は、70 ページのとおりとする。

2 通 学 区 域

県全域とする。

3 志 願 の 手 続 き

- (1) 選抜手数料は 950 円とする。(詳細は、39 ページを参照する。)
- (2) 「県外からの入学志願届」等の手続きは不要とする。

四 帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置

全日制課程及び定時制課程昼間部における一般選抜、定時制課程（昼間部を除く）入学者選抜Ⅰ期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜において、次のような特例措置を実施する。

1 対 象 者

一の¹の1の「応募資格」（4ページ）を有する者で、かつ、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、日本語習得の状況や学校制度の違いにより入学者選抜において、特例措置が必要であると判断され、県教育委員会の承認を受けた者を対象とする。

- (1) 保護者の海外勤務等に伴う外国での在留期間が継続して2年以上の者で、帰国後満6年を経過していない者
- (2) 中国等引揚者の子等で、原則として帰国後満6年を経過していない者
- (3) 外国籍を有する者で、入国後の在日期間が満3年を経過していない者

2 定 員

各高等学校において、定員枠外で若干名とする。

3 通 学 区 域

一の¹の3の「通学区域」（4～5ページ）の規定によるものとする。

4 志 願 の 手 続 き

志願者は、12月24日（木）までに志願先高等学校に電話で申し出ること。そのうえで、志願者は、「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」（様式4－5）を高校教育課長あて提出し、あらかじめ県教育委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」は、まず在籍（又は出身）中学校長の事実の証明を受けなければならない。なお、現地校に在籍するなど証明を受けることが困難な場合は、中学校長の証明に代えて、海外生活を証明する書類又はそれに代わるものを添付すること。
- (2) 「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」の受付期間は、1月7日（木）から1月15日（金）まで（17時^{必着}）とする。
- (3) 「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」の審査の結果は、県教育委員会から直接在籍（又は出身）中学校長へ通知する。
- (4) 特例措置の適用を承認された者は、県教育委員会教育長の承認印のある「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」を「入学願書」に添えて、志願先高等学校長に提出すること。
- (5) 上記の書類以外は、一の⁵の4（12～13ページ）によるものとする。
- (6) 障害等のある受検者への対応については、一の²の4（6ページ）に準じて行う。

5 検 査 の 方 法 及 び 日 程

- (1) 志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。
- (2) 検査は、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文、面接（日本語を含む）を実施する。
- (3) 検査期日・日程

時 間 期 日	9:30	9:30～9:50	10:00～11:00	面 接 (日程の詳細は各高等学校長 が定める。)
2月17日(水) (一般選抜2日目)	集 合	点 検 諸 注 意	作 文	

- (4) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。
- (5) その他、検査の実施に必要な事項は、当該高等学校長と県教育委員会が協議のうえ、一「全日制課程入学者選抜実施要領」に準じて定めるものとする。

6 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び検査の結果を資料として総合的に選抜し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

7 そ の 他

この実施要領に定めるもののほか、特別な事情がある場合には、高等学校長と県教育委員会が協議する。

五 通信制課程入学者選抜実施要領

1 応募資格

全日制課程に同じ。ただし、一の¹の1の要件を満たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

2 募集定員

募集定員は、72 ページのとおりとする。

3 志願の手続き

- (1) 入学志願は1校に限るものとする。
また、全日制課程及び定時制課程を受検した者は、その合格発表以前には志願してはならない。
- (2) 書類の提出
志願者は次の書類を中学校長に提出する。

- a 入学願書
 - b 調査書（様式6－1） ※令和8年12月末日現在で作成する。
 - c 写真
 - d 連絡票
 - e 返信用切手（dに貼付）※書類の入手等については、下記の「7その他」を参照すること。
- (3) 中学校長は、志願者から提出される上記書類を志願先高等学校長に提出する。なお、いったん受理した入学願書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。
- (4) 書類の提出先は次の区分による。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。
 - ① 鳴滝高等学校
長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡
 - ② 佐世保中央高等学校
佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡
- (5) 受付期間
3月2日（火）から3月26日（金）まで（必着）とし、受付時間は9時から16時（最終日は12時まで）とする。
入学願書等を郵送する場合は簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。
志願先高等学校長は、入学願書等を受理したときは、受領書（様式3－3）を交付する。
なお、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。
- (6) 「県外からの入学志願届」等の手続きは不要である。

4 入学者選抜及び入学内定

高等学校長は、提出された書類の審査によって入学者の選抜を行い、入学内定は4月2日（金）までに本人及び出身中学校長に通知すること。

5 入学許可

一の⁷の1（21ページ）に準じて行う。

6 結果の報告

高等学校長は、入学許可の状況について、Web入力により、4月12日（月）16時までに報告しなければならない。

7 その他

入学願書、連絡票は志願先高等学校の所定の様式を用いることとし、写真の大きさや切手の料金についても、志願先高等学校の指示に従うこと。様式の入手方法などの詳細については、志願先高等学校に問い合わせること。

六 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要領

1 志 願 資 格

次の各号のいずれかに該当する者で、令和9年3月に卒業見込みの者とする。

- (1) 佐世保市立宇久中学校に在籍し、宇久高等学校を志願する者
- (2) 対馬市立佐須奈中学校、対馬市立比田勝中学校に在籍し、上対馬高等学校を志願する者
- (3) 五島市立奈留中学校に在籍し、奈留高等学校を志願する者
- (4) 西海市立大崎中学校に在籍し、大崎高等学校を志願する者
- (5) 小値賀町立小値賀中学校に在籍し、北松西高等学校を志願する者

2 入学願書等の受付期間

2月1日（月）から2月5日（金）まで（必着）とし、受付時間は9時から16時（最終日は15時）までとする。

3 志 願 の 手 続 き

- (1) 志願者は選抜手数料(2,200円)を納付するものとする。（詳細は、39ページを参照する。）
- (2) 志願者は次の書類を中学校長に提出する。（写真票の提出は不要とする。）

- a 入学願書
 - b 課題レポート（テーマ・様式等については別途定める）
- (3) 中学校長は、志願者から提出される上記書類に、志願者名簿・送り状を添えて、志願先高等学校長に提出する。（調査書・成績一覧表の提出は不要とする。）なお、いったん受理した入学願書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。
- (4) 障害等のある受検者への対応については、一の2の4（6ページ）に準じて行う。

4 検査の方法及び日程

- (1) 検査は、各高等学校において実施する。
- (2) 志願者について、作文・小論文及び面接を実施し、学力検査は行わない。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、県教育委員会の承認を得て、作文・小論文に代えて他の全日制と同一問題で学力検査を行うことができる。
- (3) 高等学校長は別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、連携型中高一貫教育に係る選抜の作文実施計画書及び同面接実施計画書を作成し、それぞれ令和8年10月22日（木）及び令和8年12月22日（火）までに高校教育課長に提出する。
- (4) 検査期日・日程

期 日 \ 時 間	9:00	9:00 ～ 9:30	9:50 ～ 11:10	11:30 ～ 11:40	12:40 ～
2月16日（火）	集 合	点 検 諸 注 意	作文・小論文	面接要領説明 諸 連 絡	面 接

- (5) 学力検査実施校は次のとおりである。
宇久高等学校、上対馬高等学校、奈留高等学校、大崎高等学校、北松西高等学校

5 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された書類及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

6 合格者の発表

3月4日（木）14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

7 結果の報告

一の⁵の9（16ページ）に準じて行う。

8 入学許可

一の⁷の1（21ページ）に準じて行う。

9 追 検 査

連携型中高一貫教育に係る選抜における学力検査実施校の追検査については、一の⁵の10（16～17ページ）に準じて行う。

10 そ の 他

- (1) 上記以外は、一「全日制課程入学者選抜実施要領」によるものとする。
- (2) 学力検査を実施する場合、上記の「3 志願の手続き」、「4 検査の方法及び日程」、「5 選抜」については、全日制課程入学者選抜一の⁵の4（12～13ページ）、一の⁵の5（13～15ページ）、一の⁵の7（15ページ）に準じて行う。

七 離島留学特別選抜実施要領

1 実 施 校

宇久高等学校普通科（Uku サイエンスパーク）、対馬高等学校国際文化交流科、杵岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース、五島南高等学校普通科夢トライコース、奈留高等学校普通科（イングリッシュ・アイランド・スクール）

2 募 集 定 員

- (1) 宇久高等学校普通科（Uku サイエンスパーク）については、45 ページに定める定員の内5名程度とする。
- (2) 対馬高等学校国際文化交流科の定員は、40 名とする。
- (3) 杵岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース及び五島南高等学校普通科夢トライコースの定員は、それぞれ 20 名程度とする。
- (4) 奈留高等学校普通科（イングリッシュ・アイランド・スクール）については、53 ページに定める定員の内 10 名程度とする。

3 通 学 区 域

県全域とする。ただし、県外からも志願できるものとする。

4 志 願 資 格

一の¹の 1 の要件を満たし、かつ保護者とともに来島し、志願する高等学校の説明を受けている者で、本県の離島留学制度における求める生徒像（下記参照）及び離島留学特別選抜実施校の育成したい生徒像・求める生徒像（73～74 ページ参照）を理解し、当該高等学校で学ぶ意欲を持つ者とする。

ただし、奈留高等学校を志願する場合、五島市立奈留中学校卒業者（卒業見込みの者を含む）及び旧年度卒業者で五島市奈留町在住の者は、離島留学特別選抜の対象者から除く。

また、宇久高等学校を志願する場合、佐世保市立宇久中学校卒業者（卒業見込みの者を含む）及び旧年度卒業者で佐世保市宇久町在住の者は、離島留学特別選抜の対象者から除く。

【本県の離島留学制度における求める生徒像】

- 学校やしまの特色・環境をしっかりと理解している生徒
- 目的意識が高く、何事にも意欲を持って取り組める生徒
- 協調性や豊かな人間性と人間関係を身に付けたいと願う生徒

5 志願の手続き

- (1) 入学志願は、1 校 1 学科 1 コースに限るものとする。
- (2) 志願に係る各様式は、高校教育課のホームページから取得すること。（詳細は、119 ページを参照する。）
- (3) 志願者は、離島留学特別選抜入学願書（様式 1－2）、離島留学特別選抜志願理由書（様式 7－1）、離島留学誓約書（様式 7－2）及び写真票（様式 3－5）を作成し、中学校長に提出する。
また、五島高等学校普通科スポーツコースの志願者で、各種大会等での実績を有する者は、その成績結果を離島留学特別選抜志願理由書（様式 7－1）の所定欄に記入し、添付資料があれば提出すること。
- (4) 志願者は選抜手数料（2,200 円）を納付するものとする。（詳細は、39 ページを参照する。）
- (5) 中学校長は、志願者から提出される上記書類に次の書類を添えて、高等学校長に提出すること。
なお、いったん受理した入学願書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

- a 志願者名簿（様式 3－1）※選抜ごとに作成する。
 - b 調査書（様式 6－1）
調査書は、令和 8 年 12 月末日現在で作成する。
 - c 成績一覧表（様式 6－2）※旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。
 - d 送り状（様式 3－2）※選抜ごとに作成する。

- (6) 「県外からの入学志願届」等の手続きは不要である。
- (7) 高等学校長は、離島留学特別選抜志願理由書等を受理したときは、受領書（様式 3－3）及び受検票（様式 3－4）、を交付する。
- (8) 障害等のある受検者への対応については、一の²の 4（6 ページ）に準じて行う。

6 選抜の方法及び日程

- (1) 検査は、各高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題の中から選択して実施することができる。
 ア 各高等学校の選抜の方法については、73～74 ページを参照すること。
 イ 高等学校長が特に必要と認めた場合、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーション、小論文・総合問題の一部を英語で実施することができる。
- (3) 高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、離島留学特別選抜実施計画書を作成し、9月25日（金）までに、高校教育課長に提出するものとする。
- (4) 検査期日は、令和9年1月26日（火）とし、日程は各高等学校が実施する選抜方法に応じて各高等学校で計画する。
- (5) 選 抜
 ア 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び検査の結果を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。
 ① 調査書その他必要な書類及び各高等学校で定めた検査について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。
 ② 家庭状況、性別等によって差別してはならない。
 ③ 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。
 ④ 健康診断は、原則として行わない。
 ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。
 ⑤ 帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。
 ⑥ 調査書の各教科の記録については、各高等学校において、評定のみならず学びの過程を重視する観点から、観点別学習状況の「主体的に学習に取り組む態度」を他の項目より比重を高めて評価する。
 イ 高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。
 ウ 定員不充足の場合は、一般選抜にあわせて、改めて募集する場合もある。募集する場合は、離島留学特別選抜の合格者の発表後に公表する。志願の際は、離島留学特別選抜志願理由書（様式7－1）を作成し、入学願書等に添えて提出すること。なお、選抜は、一「全日制課程入学者選抜実施要領」に準じて行う。
- (6) 選抜に係る日程

事 項	期 間	備 考
入 学 願 書 等 受 付	1月12日(火) ～1月18日(月)	9時から16時まで。 ただし、1月18日(月)は <u>15時まで</u> とする。 <u>郵送する場合は、簡易書留</u> とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。
検 査 日 時	1月26日(火)9時以降	検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。

7 合格者の発表

- (1) 合格者の発表
 1月29日(金)14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。
- (2) 合格とならなかった者の取扱い
 離島留学特別選抜に志願し、合格とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。なお、その際、選抜手数料は必要としない。
 ただし、出願に当たっては、必ず離島留学特別選抜で発行された受検票を入学願書に添付するものとする。

8 結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

- (1) 離島留学特別選抜志願者数報告
1月18日（月）16時までにWeb入力にて報告する。
- (2) 離島留学特別選抜合格者数報告
1月29日（金）16時までにWeb入力にて報告する。
- (3) 離島留学特別選抜の結果に関する報告

事 項	報告期限	備 考
離島留学特別選抜実施状況報告	2月8日（月）16時	メール報告

9 そ の 他

- (1) 本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査場及び別室での受検が困難な状況が生じた場合は、九 特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置による。
- (2) 定員不充足により、一般選抜にあわせて改めて募集する場合であっても、チャレンジ選抜は実施しない。
- (3) 離島留学特別選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。

八 美術・工芸科特別選抜実施要領

1 実 施 校

波佐見高等学校美術・工芸科

2 募 集 定 員

本選抜における波佐見高等学校美術・工芸科の定員は、12名とする。

3 通 学 区 域

県全域とする。ただし、県外からも志願できるものとする。

4 志 願 資 格

一の¹の1の要件を満たし、波佐見高等学校が示す出願要件及び育成したい生徒像・求める生徒像、特別選抜における求める生徒像を理解し、波佐見高等学校へ進学する強い意志を持つもの。

5 志願の手続き

- (1) 入学志願は、波佐見高等学校美術・工芸科に限るものとする。
- (2) 志願に係る各様式は、高校教育課のホームページから取得すること。(詳細は、114ページを参照する。)
- (3) 志願者は、美術・工芸科特別選抜入学願書(様式1-3)、美術・工芸科特別選抜志願理由書(様式8)、及び写真票(様式3-5)を作成し、中学校長に提出する。
- (4) 志願者は選抜手数料(2,200円)を納付するものとする。(詳細は、39ページを参照する。)
- (5) 中学校長は、志願者から提出される上記書類に次の書類を添えて、高等学校長に提出する。
なお、いったん受理した入学願書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| a | 志願者名簿(様式3-1) ※選抜ごとに作成する。 |
| b | 調査書(様式6-1) ※令和8年12月末日現在で作成する。 |
| c | 成績一覧表(様式6-2) ※旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。 |
| d | 送り状(様式3-2) ※選抜ごとに作成する。 |

- (6) 高等学校長は、美術・工芸科特別選抜志願理由書等を受理したときは、受領書(様式3-3)及び受検票(様式3-4)を交付する。
- (7) 障害等のある受検者への対応については、一の²の4(6ページ)に準じて行う。

6 県外からの入学志願(「県外からの入学志願届」等)

美術・工芸科特別選抜においては、次の志願手続きにより県外からの入学志願を受け入れる。

(1) 資 格

¹の1の「応募資格」(4ページ)を有する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- ① 保護者等(注1)の住所が本県にある者
- ② 入学時に保護者等が本県に居住する見込みの者
- ③ 保護者等が志願学区内に転住できない場合、保証人(注2)を確保できている者
- ④ 保護者等が居住する県外の自宅から志願する高等学校に通学可能な者

なお、資格③、④によって、県外からの志願者に入学を許可し得る数は、県教育委員会が上限を定める中で、各学校からの申請に基づき教育長が承認するものとする。(40~75ページ参照)

(注1)「保護者等」とは、親権を行う者又は未成年後見人もしくはこれに準ずる者(祖父母や親戚等)とする。

(注2)「保証人」とは、県内に居住する成年者で、入学後に生徒の日常生活に関わりを有することができる者のうち、保護者等が選定するものとする。

(2) 志願の手続き

- 〔1〕原則として令和8年12月18日(金)までに波佐見高等学校に電話で申し出る。
- 〔2〕入学願書受付期間に、入学願書に「県外からの入学志願届(様式4-3)」を添えて志願先高等学校に提出すること。ただし、資格③で志願する場合は、次の証明書類をあわせて提出すること。

資格③	県外からの入学志願に係る保証人届(様式4-4)
-----	-------------------------

ただし、旧年度卒業の志願者で、その保護者等が現在本県に居住している者は、その手続きを要しない。

7 選抜の方法及び日程

- (1) 検査は、高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文の中から選択して実施することができる。選抜の方法については、75 ページを参照すること。
- (3) 高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、美術・工芸科特別選抜実施計画書を作成し、9 月 25 日（金）までに、高校教育課長に提出するものとする。
- (4) 検査期日は、令和 9 年 1 月 26 日（火）とし、日程は高等学校が実施する選抜方法に応じて当該高等学校で計画する。
- (5) 選 抜
 - ア 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び検査の結果を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。
 - ① 調査書その他必要な書類及び高等学校で定めた検査について、高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。
 - ② 家庭状況、性別等によって差別してはならない。
 - ③ 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。
 - ④ 健康診断は、原則として行わない。
ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。
 - ⑤ 帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。
 - ⑥ 調査書の各教科の記録については、高等学校において、評価のみならず学びの過程を重視する観点から、観点別学習状況の「主体的に学習に取り組む態度」を他の項目より比重を高めて評価する。
 - イ 高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。
- (6) 選抜に係る日程

事 項	期 間	備 考
入学願書等 受 付	1 月 12 日(火) ～ 1 月 18 日(月)	9 時から 16 時まで。 ただし、1 月 18 日(月)は 15 時までとする。 <u>郵送する場合は、簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。</u> 封筒の大きさ、切手の料金については、高等学校の指示に従うこと。
検査日時	1 月 26 日(火) 9 時以降	検査時間、場所等は高等学校長が指定する。

8 合格者の発表

- (1) 合格者の発表
1 月 29 日(金)14 時に波佐見高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。
- (2) 合格とならなかった者の取扱い
美術・工芸科特別選抜に志願し、合格とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。なお、その際、選抜手数料は必要としない。ただし、出願に当たっては、必ず美術・工芸科特別選抜で発行された受検票を入学願書に添付するものとする。

9 結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

- (1) 美術・工芸科特別選抜志願者数報告
1月18日（月）16時までにWeb入力にて報告する。
- (2) 美術・工芸科特別選抜合格者数報告
1月29日（金）16時までにWeb入力にて報告する。
- (3) 美術・工芸科特別選抜の結果に関する報告

事 項	報告期限	備 考
美術・工芸科特別選抜実施状況報告	2月8日（月）16時	メール報告

10 そ の 他

- (1) 本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査場及び別室での受検が困難な状況が生じた場合は、九 特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科選抜における特例措置による。
- (2) 美術・工芸科特別選抜に必要な事項は、高等学校長が定めるものとする。

九 特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置

特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜において、本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査場及び別室での受検が困難な状況が生じた場合は、その志願者の受検機会を確保するため、特例措置を行う。

1 特例措置の対象

- (1) 本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又は全てにおいて本検査場及び別室での受検が困難な者に限る。
- (2) 特例措置の対象としては、原則として以下の事由によるものとする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状等の体調不良、不慮の事故による骨折等、本人に帰責されない身体・健康上の理由により、本検査を受検できないと判断された者。
 - ② 検査当日の保護者の葬儀等、本検査の受検ができない相当の理由があると判断された者。

2 申 請

中学校長は、生徒・保護者から特例措置の希望があった場合は直ちに、志願先高等学校に電話で連絡するとともに、1月26日（火）10時までに「特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置願」（様式5-1）を志願先高等学校長に提出する。さらに中学校長は、1月27日（水）12時までに、本検査を受検できない理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を志願先高等学校長に提出する。ただし、医療機関による証明が困難な場合は、当該生徒の日常生活や学校生活等の観察や事前相談等の状況等に鑑みつつ、「特例措置／追検査に係る理由書」（様式5-2）を提出すること。

3 承 認

志願先高等学校長は、特例措置を承認したときは、「特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置の承認について」（様式5-3）を中学校長に交付する。なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

4 選 抜

- (1) 選抜は、中学校長から提出された調査書等を資料として総合的に行う。原則、本検査の受検者と同様に定員枠内で選抜する。
- (2) その他、一の3の6（9～10ページ）、七の6（33ページ）、八の6（35～36ページ）に準じて行う。

5 合格者の発表

1月29日（金）14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

十 選抜手数料の納付

志願者は、選抜手数料を以下に示すとおり納付するものとする。

1 選抜手数料と納付期間

選抜区分	選抜手数料	納付期間
特別選抜、離島留学特別選抜、美術・工芸科特別選抜	2,200 円	令和8年12月14日（月）～ 令和9年1月11日（月）
一般選抜（全日制）	2,200 円	令和9年 1月18日（月）～ 令和9年1月31日（日）
一般選抜（定時制昼間部）	950 円	令和9年 1月18日（月）～ 令和9年1月31日（日）
定時制Ⅰ期選抜	950 円	令和9年 1月18日（月）～ 令和9年1月31日（日）
チャレンジ選抜	2,200 円	令和9年 2月19日（金）～ 令和9年3月 4日（木）
定時制Ⅱ期選抜	950 円	令和9年 2月26日（金）～ 令和9年3月10日（水）

※選抜手数料については、一度選抜手数料を支払っている場合には、再度別の区分の選抜を受検する際に支払いをする必要はない。ただし、定時制課程の選抜手数料を納付した者が全日制課程に志願する場合は、選抜手数料の差額（1,250 円）を納付すること。

2 納付方法 *県立高等学校と長崎市立長崎商業高等学校は方法が異なるのでご注意ください。

【県立高等学校】

- (1) クレジットカード決済、電子マネー決済、コンビニ決済のいずれかとする。
- (2) 選抜手数料の決済については、下記のURL又は二次元コードを利用して「長崎県電子申請システムオンライン申請手続き」にアクセスして行うこと。
- (3) 決済を行う際に入力する保護者氏名・住所等の情報については、入学願書と同一にすること。

【長崎県電子申請システム オンライン申請手続きURL・二次元コード】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_initDisplayResult



※詳細は、10月1日（木）以降、高校教育課ホームページに掲載するので、確認すること。

※上記の方法で納付することが困難な場合に限り、納付書による支払いを認める。納付書は、以下に示す通りの手続きを踏まえ、在籍する中学校を通じて交付する。

【納付書配付までの流れ】

- ① 志願者は、在籍する中学校へ納付書による支払いを申し出る。
- ② 中学校は、11月27日（金）までに「納付書作成データ」を高校教育課へ提出する。
- ③ 高校教育課は、「納付書作成データ」を基に納付書（PDF）を作成し、高等学校へ送信する。
- ④ 高等学校は、受信した納付書（PDF）を手数料納付書に印刷し、対象中学校へ郵送または手渡しにより配付する。
- ⑤ 中学校は、納付書を該当の志願者へ配付する。

（配付予定期間：12月14日（月）～12月18日（金））

【長崎市立長崎商業高等学校】

下記 URL または二次元コードから長崎市のホームページへアクセスし、詳細を確認すること。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/198/>

